

研究者の流動性向上に関する基本的指針（案） の概要

I. 指針の意義

研究者の流動化を促進させるため、研究者の流動性向上に関する基本的指針を策定し、国の研究機関等による「任期制及び公募の適用方針を明示した計画」作成を促す。

第2期科学技術基本計画（平成13年3月30日閣議決定）

①国の研究機関等は

- ・若手研究者について広く任期を付して雇用するよう努める
- ・研究を行う職は原則公募
→ 任期制及び公募の適用方針を明示した計画
（以下「人材流動化計画」）を作成するよう努める。

②総合科学技術会議は研究者の流動化等の重要施策について、必要に応じ基本的指針をとりまとめ

↓
今般、基本的指針を策定：人材流動化計画に定める標準的事項等を示す ⇒ 各機関の計画策定を促進

計画策定等状況：国研等 69 機関中、計画作成又は予定 4、独法
中期計画に記載 21
国立大学 99 大学中、任期制規則策定 55 大学

II. 指針の内容

1. 基本的考え方

- 研究者の流動性向上は、柔軟で競争的な研究開発環境の実現のための重要課題のひとつ
- 研究者の流動性向上は、研究者の養成及び研究機関の活性化のため重要
- 研究者の流動性向上のためには、広く任期制の定着と公募制の普及が必要
- 研究者が異動で不利とならないよう、退職金制度等の見直しや研究体制の支援など環境整備が必要

2. 各機関が定める人材流動化計画について

(1) 作成単位、計画期間

(2) 定めるべき事項

- ① 採用の基本方針 … 機関の任務・課題と求める人材
- ② 任期付任用
 - ・実施の有無(実施しない場合はその理由)、任用予定人員又は比率
 - ・対象組織・職
 - ・任期付任用のタイプ
 - ・任期の長さ・再任の有無
- ③ 公募
 - ・公募の有無(実施しない場合はその理由)
 - ・対象組織・職
 - ・公募方法・採用手続き

3. 関連留意事項

- 任期制等を導入する意義についての機関内の共通認識・形成
- 任期終了時の的確・厳正な業務評価が不可欠

4. フォローアップ

総合科学技術会議において関係府省・機関等の取組状況を把握